
平成22年 第4回(定例)由布市議会会議録(第7日)

平成22年12月22日(水曜日)

議事日程(第7号)

平成22年12月22日 午前10時00分開議

- 日程第1 請願・陳情の取下げの件について
- 日程第2 請願・陳情について
- 日程第3 議案第86号 由布市過疎地域自立促進基金条例の制定について
- 日程第4 議案第87号 由布市立庄内中学校寄宿舎条例の廃止について
- 日程第5 議案第88号 由布市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第89号 由布市湯布院福祉センター条例の一部改正について
- 日程第7 議案第90号 由布市立小学校の設置に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第91号 由布市民運動場条例の一部改正について
- 日程第9 議案第92号 由布市挾間高齢者等就業支援センターの指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第93号 西石松地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第102号 平成22年度由布院小学校新築(建築主体)工事請負変更契約の締結について
- 日程第12 議案第103号 平成22年度由布市一般会計補正予算(第7号)

本日の会議に付した事件

- 日程第1 請願・陳情の取下げの件について
- 日程第2 請願・陳情について
- 日程第3 議案第86号 由布市過疎地域自立促進基金条例の制定について
- 日程第4 議案第87号 由布市立庄内中学校寄宿舎条例の廃止について
- 日程第5 議案第88号 由布市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第89号 由布市湯布院福祉センター条例の一部改正について
- 日程第7 議案第90号 由布市立小学校の設置に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第91号 由布市民運動場条例の一部改正について
- 日程第9 議案第92号 由布市挾間高齢者等就業支援センターの指定管理者の指定について

日程第10 議案第93号 西石松地区集会所の指定管理者の指定について

日程第11 議案第102号 平成22年度由布院小学校新築（建築主体）工事請負変更契約の締結について

日程第12 議案第103号 平成22年度由布市一般会計補正予算（第7号）

出席議員（21名）

1番 鷺野 弘一君	2番 廣末 英徳君
3番 甲斐 裕一君	4番 長谷川建策君
5番 二ノ宮健治君	6番 小林華弥子君
7番 高橋 義孝君	8番 新井 一徳君
9番 佐藤 郁夫君	10番 佐藤 友信君
11番 溝口 泰章君	12番 西郡 均君
13番 太田 正美君	14番 佐藤 正君
15番 田中真理子君	16番 利光 直人君
17番 久保 博義君	19番 工藤 安雄君
20番 生野 征平君	21番 佐藤 人已君
22番 渕野けさ子君	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 長谷川澄男君	書記 江藤 尚人君
書記 馬見塚量治君	

説明のため出席した者の職氏名

市長 ……………	首藤 奉文君	副市長 ……………	清水 嘉彦君
教育長 ……………	清永 直孝君	総務部長 ……………	野上 安一君
総務課長 ……………	佐藤 式男君	財政課長 ……………	秋吉 孝治君
総合政策課長 ……………	相馬 尊重君	防災安全課長 ……………	利光 浩君
契約管理課長 ……………	渡辺 定君	会計管理者 ……………	工藤 浩二君

産業建設部長	……………	佐藤 省一君	建設課長	……………	麻生 宗俊君
健康福祉事務所長	……………	河野 隆義君	子育て支援課長	……………	宮崎 直美君
健康増進課長	……………	衛藤 義夫君	環境商工観光部長	……………	溝口 博則君
環境商工観光部参事兼産業廃棄物対策課長	……………				加藤 康男君
挾間振興局長	……………	目野 直文君	庄内振興局長	……………	服平 志朗君
湯布院振興局長	……………	古長 雅典君	教育次長	……………	島津 義信君
教育総務課長	……………	森山 泰邦君	学校教育課長	……………	江藤 実子君
中央公民館長	……………	菅 正則君	スポーツ振興課長	……………	加藤 勝美君
消防長	……………	平松十四生君	代表監査委員	……………	佐藤 健治君

午前10時00分開議

○議長（**淵野けさ子君**） 皆さん、おはようございます。議員及び執行部各位には連日の御審議でお疲れのことと存じますが、本日もよろしくお願ひ申し上げます。

ただいまの出席議員数は21人です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

執行部より市長、副市長、教育長、代表監査委員、各部長及び関係課長の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第7号により行います。

日程第1. 請願・陳情の取下げの件について

○議長（**淵野けさ子君**） それでは、日程第1、請願・陳情の取り下げについてを議題といたします。

まず、請願受理番号20、生活道路の市道認定に関する請願については、本定例会において産業建設常任委員会に付託いたしました。請願者からお手元に配付の写しのとおり、取り下げる旨の申し出がありました。

ここで、産業建設常任委員長に審査の経過について報告を求めます。産業建設常任委員長、太田正美君。

○産業建設常任委員長（**太田 正美君**） おはようございます。産業建設常任委員長、太田正美です。本委員会に付託されました受理番号20番の請願の取り下げの件について、御報告いたします。

本委員会に付託されております請願第20号、生活道路の市道認定に関する請願書の取り下げの経緯について御報告いたします。

去る12月16日に現地調査を行い、建設課立ち会いのもと、地元関係者に請願提出に至る詳細な説明を受けました。

それを受けまして、委員会で審査しておりましたが、12月20日付で、請願提出者より諸般の事情で請願を取り下げる旨の届け出がありましたので、当委員会としては、その時点で本請願の審査を中断したところであります。

以上、報告いたします。

○議長（**渕野けさ子君**） 委員長の報告が終わりました。

お諮りします。ただいま議題となっています請願受理番号20の取り下げの件については、請願者からの取り下げの申し出のとおり、これを承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、請願受理番号20の取り下げの件については、これを承認することに決定しました。

次に、陳情受理番号9、養護老人ホーム寿楽苑の改築に関する陳情について、本定例会において教育民生常任委員会に付託いたしました。陳情者からお手元に配付の写しのとおり、取り下げる旨の申し出がありました。

ここで、教育民生常任委員長に審査の経過について報告を求めます。教育民生常任委員長、佐藤郁夫君。

○教育民生常任委員長（**佐藤 郁夫君**） 改めまして、おはようございます。

それでは、陳情取り下げの件につきまして御報告をいたします。

本委員会に付託されております陳情受理番号9、養護老人ホーム寿楽苑の改築に関する陳情書の取り下げの経緯について説明を申し上げます。

去る12月15日の常任委員会に、陳情書提出者に出席要請を行い、関連する福祉対策課、健康増進課同席のもと、陳情内容について詳細な説明を受けました。その後、委員会として審査に入りましたが、12月17日に、陳情者より諸般の事情で取り下げたい旨の届け出がありましたので、委員会としてはその時点で審査を中断したところであります。

以上、御報告申し上げます。よろしくお願ひします。

○議長（**渕野けさ子君**） 委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。ただいま議題となっています陳情受理番号9の取り下げの件については、陳情者からの取り下げの申し出のとおりこれを承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、陳情受理番号9の取り下げの件については、これを承認することに決定しました。

日程第2. 請願・陳情について

○議長（**渕野けさ子君**） それでは、日程第2、請願・陳情についてを議題とします。

本定例会において付託いたしました請願7件、陳情2件及び前期定例会にて継続審査の陳情2件につき、各委員長に審査の経過と結果について報告を求めます。

まず、総務常任委員長、高橋義孝君。

○総務常任委員長（**高橋 義孝君**） おはようございます。総務常任委員会委員長の高橋義孝です。ただいまから請願・陳情の審査について御報告をさせていただきます。

本委員会に付託の請願2件、陳情2件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第136号第1項の規定により御報告させていただきます。

審査の日時は、現地視察も含めて日時、場所、出席者は報告書に記載のとおりでございます。

まず、請願受理番号18、地方選挙における候補者に関する情報の充実等を図るための公職選挙法の改正を求める意見書の提出に関する請願です。

本請願は、地方選挙において、有権者に候補者の政策等を知る機会の拡充が図れるようにするため、平成23年度の統一選挙までに所要の制度改革を行い、公職選挙法の一部改正を求めるものです。

委員会において、紹介議員より、総務省における選挙制度改革のこれまでの取り組み状況や経緯また請願趣旨について、るる説明がなされました。

委員会の審査では、現行制度の課題等について議論を行いました。選挙制度改革については、総務省においてこれまでも見直しや法改正が行われているものの、いまだ十分とは言えない状況であり、さらなる制度改革が必要であるとの結論に至りました。

慎重審査の結果、全員異議なく、採択すべきものと決定をいたしました。

続きまして、陳情受理番号10番、湯平ふれあいホール付帯施設の整備について。

湯平ふれあいホールは、湯平地区民が健康で文化的な生活の向上と社会の発展に寄与し、活力と魅力に満ちた地域づくりを推進するために設置された施設であり、平成18年第3回定例会において、これまでの経緯や効果的、効率的な運営が期待できることから、公募によらない選定により、施設の管理を湯平区区長として管理運営を行っているものです。指定期間は平成18年10月1日から平成28年3月31日となっています。

本陳情は、湯平ふれあいホールの管理、運営について、区民がより利用しやすく、効果的、効率的運営ができるよう施設の改修を求めるものであります。

委員会において、現地視察を行い、陳情提出者より説明を求め、湯平ふれあいホールの現状と課題について確認を行いました。また、担当課からも、これまでの経緯や取り組みについて説明

を求めました。

委員会の審査では、各委員よりるる質疑や意見がなされ、その後、各委員の意見を整理した結果、立地上特異な問題であることや、管理運営上の支障については理解をするところではあるが、整備の方策については協議を重ね、まずは条件整備について検討を行うことが必要であるとの結論に至りました。いずれにいたしましても、これまでの経緯や施設設置の目的、指定管理者制度の導入からすれば、早急な対応が求められます。

慎重審査の結果、全員異議なく、趣旨採択すべきものと決定をいたしました。

なお、審査の過程において、指定管理のあり方や公民館の整備、維持管理については、今後、見直しも含めた検討が必要であるとの意見がなされていますので、申し添えておきます。

続きまして、受理番号11、市有地の売却に伴う陳情について。

内容を十分に精査することから、継続審査を求める意見があり、継続審査することについて諮ったところ、全員異議なく、継続審査すべきものと決定をいたしました。

続きまして、継続審査分のお願いでございます。

受理番号5、安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡充と国道交通省の出先機関の存続を求める陳情。

委員会において、陳情提出者である国土交通省管理職ユニオン九州支部大分分会の瀬戸口氏に説明を求めました。瀬戸口氏より本陳情に係る国の動向や地域主権をめぐる現状、陳情趣旨について説明がなされました。

委員会の審査では、国の出先機関の廃止・縮小は既に閣議決定されており、その出先機関の受け皿についても検討が進められている。地方分権、地域主権からいえば、出先機関の事務、権限、人員、財源等は地方に移譲し、地域のニーズに沿った組織とすべきである。また、他方、社会資本の整備は、国と地方が役割分担して行うべきであり、そのためには出先機関を地方に配置しておくことが望ましい。また、国道210号線は、由布市地域間の活発な交流を支え、産業発展や地域振興に不可欠な基盤であり、国が直轄で管理しているからこそ整備が促進されている等の意見がなされました。

その後、各委員の意見を整理した結果、国民にとって必要な社会資本の整備、管理は、引き続き国の責任ある執行が求められることから、意見書を提出することが妥当であるとの結論に至りました。

慎重審査の結果、賛成多数で、採択すべきものと決定をいたしました。

以上で、本委員会に係る請願・陳情の審査を終わらせていただきます。何とぞ御賛同賜りますように、よろしくお願いいたします。

○議長（**渕野けさ子君**） 次に、教育民生常任委員長、佐藤郁夫君。

○教育民生常任委員長（佐藤 郁夫君） 教育民生常任委員会の請願・陳情審査報告を申し上げます。

本委員会に付託の請願2件、陳情——継続分でございますが——の1件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第136条第1項の規定により報告をします。

期日につきましては、12月15日、17日でございます。場所、出席者、書記等は列記のとおりでございますので、御一読をください。

それでは、請願受理番号12、現行保育制度の拡充に関する請願書の委員会の意見並びに審査結果でございますが、本請願の趣旨は、国が本年6月に「子ども・子育て支援システムの基本制度案要綱」を決定したが、その内容が、市町村の保育実施義務をなくし、現行の「認可制度」を「指定制度」にするものとなっていることから、保育の産業化を図るものであり、反対するといふものです。

要綱は、国や市町村の保育責任を大幅に後退させる内容となっています。保護者は自己責任において直接保育所と契約を結ばなければならず、事務手続の負担がふえます。また、市町村に認定された保育上限量の範囲で保育所を利用することとなりますので、認定時間を超えて利用する場合は全額自己負担となり、負担増大につながることから、経済的な理由で保育所を利用できない子どもがふえることが懸念されています。

子どもたちのすこやかな成長のため、また、行政を通して信頼して保育所を利用できるという保護者の安心確保のためには、現行の公的保育制度の堅持・拡充が望ましいとの意見が、多くの委員から出されました。

慎重審査の結果、全員一致で、採択すべきものと決定いたしました。

続きまして、受理番号13、平成23年度に予想される石城小学校の複式学級解消のための加配教員配置を求める請願の委員会の意見並びに審査結果でございますが、標記の小学校では、過疎化等に伴う児童数の減少により複式学級が余儀なくされ、これまで市単独による教職員の加配を行ってきましたが、来年度はさらに複式学級がふえて、2クラスとなる状況となっています。

複式学級における児童の心の成長への影響、学力の保障等、また、地域と保護者、学校が一体となった子どもたちの健全育成の取り組みの継続など、過疎地域における厳しい教育環境の整備のために、今後も加配の必要性は認めるところです。よって、本請願は、全員一致で採択すべきと決定しました。

なお、教育委員会から、市内では他の小学校においても、少子化等により同じような状況が予想されるところであり、請願等の有無にかかわらず、すべての学校を平等に取り扱っていますとの説明がありました。

児童教育環境の充実、地域活性化のために、市としての最大限の取り組みを、委員会として強

く要望しました。

続きまして、陳情継続分でございますが、子ども手当の廃止を求める意見書の提出に関する陳情でございます。

委員会の意見、審査の結果でございますが、子ども手当法は、次代の社会を担う子どものすこやかな育ちを社会全体で応援し、安心して出産・育児ができる社会をつくることを目的として、平成22年4月より実施されました。

教育の経済的負担軽減につながることや、景気対策になるという考えの一方で、その莫大な財源確保の問題や、扶養控除、配偶者控除等廃止等による負担増など、マイナス面も数多く指摘されてきました。平成23年度の子ども手当についても、支給額やその財源として地方負担を求めかどうかなど、財源確保の問題がいまだに結論が出ておらず、安心して出産・子育てができる安定的な制度とはほど遠いものとなっています。

委員会としては、推移を見守る立場で継続審査としてきましたが、いまだに制度が確立されたとは言えない状況です。しかしながら、児童手当も既に廃止され、子ども手当にかわる有効な支援制度も実施されていない状況でこの制度が廃止されれば、子育て世代にとって大きな負担増となるのは間違いないことから、廃止を求めるこの陳情については、全員一致で不採択と決定しました。

政府に対しては、一刻も早く安定的な子育て支援制度の確立を求めたいとの意見が多くの委員から出されました。

以上でございます。どうぞ、よろしく御賛同をお願いします。

○議長（**刈野けさ子君**） 次に、産業建設常任委員長、太田正美君。

○産業建設常任委員長（**太田 正美君**） 産業建設常任委員会より、請願4件について審査結果を報告いたします。

本委員会に付託の請願4件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第136条第1項の規定により報告いたします。

審議内容は、表記のとおりです。

審査結果、受理番号14、件名、TPPの参加に反対する請願。

委員会の意見、本請願は、政府のTPP協定交渉への参加に反対するものです。

農業が産業の柱である由布市にとって、食料をさらに外国に依存することは、農家に与える影響は極めて深刻であると考えます。しかし、国の貿易や経済を考えたときに、他国に対して積極的な姿勢を示さなければならないという国の姿勢も理解できます。TPPへの参加と、農業政策に関する国の具体的な考え方をいま一度見守るべきで、今の段階で当委員会として結論を出すことは大変困難であり、継続審査とすることに決定いたしました。

受理番号15、件名、市道編入に関する請願について（庄内町龍原）。

委員会の意見、本請願は、龍原地区の里道の市道編入を求めるものです。

12月16日に現地確認のため、地元の方々の説明を受けました。この里道の沿線には住宅が建ち並んでおり、地域住民に密着した生活道路であることが確認できました。また、字図の一部に民有地がありましたが、寄附行為の承諾もとられています。

慎重に審査した結果、全員一致で、採択すべきものと決定しました。

受理番号16、件名、市道編入に関する請願について（庄内町大龍）。

委員会の意見、本請願は、大龍地区の農道の市道編入を求めるものです。

12月16日に現地確認のため、地元の方々の説明を受けました。地域住民の方々に維持管理をしておりますが、国道と、病院や歯科医院への接続道路として利用され、歩行者や通行車両が増加しているとのことでした。

慎重に審査した結果、全員一致で、採択すべきものと決定しました。

受理番号19、件名、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉への参加反対を求める請願書。

委員会の意見、請願受理番号14と同内容、同趣旨につき、継続審査とすることに決定しました。

以上で報告を終わります。どうぞよろしくお願ひします。（発言する者あり）

○議長（**刈野けさ子君**） 暫時休憩いたします。

午前10時21分休憩

.....
午前10時22分再開

○議長（**刈野けさ子君**） 再開いたします。

総務委員長、高橋義孝君。

○総務常任委員長（**高橋 義孝君**） 総務委員長、高橋です。

大変済みません。報告書の訂正をお願いいたします。先ほど請願・陳情の審査報告をさせていただきましたけども、まずかがみの部分で、請願1件、陳情3件ということで御訂正をお願いいたします。

それと、継続審査分も、ここの一番頭のところに請願、継続審査分と書いておりますが、ここを陳情に訂正をお願いいたします。大変済みません、よろしくお願ひいたします。

○議長（**刈野けさ子君**） 以上で、各委員長の報告が終わりました。

これより審議に入りますが、委員長報告に対する質疑については、審査の経過と結果に対する疑義にとどめることをお願ひしておきます。

まず、請願受理番号12、現行保育制度の拡充に関する請願を議題として、質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより、請願受理番号12を採決します。この請願に対する委員長報告は採択です。本案は委員長報告のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、請願受理番号12は採択とすることに決定いたしました。

次に、請願受理番号13、平成23年度に予想される石城小学校の複式授業解消のための加配教員配置を求める請願を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 委員長にお尋ねいたします。委員会の意見の中で、請願等の有無にかかわらずすべての学校を平等に取り扱っていますという説明をそのまま載せてるんですけども、こういう請願の取り扱いを、かつてしないという、まあ執行部にやってくれという話をしていたんですけども、そこ辺の話はどういうふうになったのでしょうか。多分そこまで書き込まれると私は思ってたんですけども。

○議長（**渕野けさ子君**） 教育民生常任委員長、佐藤郁夫君。

○教育民生常任委員長（**佐藤 郁夫君**） お答えします。

その問題も全員協議会並びに皆さんから出ましたので、そういうことも含めて委員会で、教育委員会から説明を受けて、今後はそういうことをするというものでありますので、この請願等の有無にかかわらずという書き方で列記をさせていただきましたので、どうぞ御理解をお願いします。（「はい、御理解をしました」と呼ぶ者あり）

○議長（**渕野けさ子君**） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより、請願受理番号13を採決します。この請願に対する委員長報告は採択です。本案は

委員長報告のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、請願受理番号13は採択とすることに決定いたしました。

次に、請願受理番号14については継続審査です。

次に、請願受理番号15、市道編入に関する請願についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより請願受理番号15を採決します。この請願に対する委員長報告は採択です。本案は委員長報告のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、請願受理番号15は採択とすることに決定いたしました。

次に、請願受理番号16、市道編入に関する請願についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより請願受理番号16を採決します。この請願に対する委員長報告は採択です。本案は委員長報告のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、請願受理番号16は採択とすることに決定いたしました。

次に、請願受理番号18、地方選挙における候補者に関する情報の充実等を図るための公職選挙法の改正を求める意見書の提出に関する請願を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ **browse けさ子君**） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ **browse けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより請願受理番号18を採決します。この請願に対する委員長報告は採択です。本案は委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長（ **browse けさ子君**） 起立多数です。よって、請願受理番号18は採択とすることに決定いたしました。

次に、請願受理番号19については継続審査です。

次に、陳情受理番号10、湯平ふれあいホール付帯施設の整備についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ **browse けさ子君**） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ **browse けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより陳情受理番号10を採決します。この陳情に対する委員長報告は趣旨採択です。本案は委員長報告のとおり趣旨採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長（ **browse けさ子君**） 起立多数です。よって、陳情受理番号10は趣旨採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情受理番号11については継続審査です。

次に、陳情受理番号3、子ども手当の廃止を求める意見書の提出に関する陳情を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。11番、溝口泰章君。

○議員（ **11番 溝口 泰章君**） 11番、溝口です。委員長にお伺いします。子ども手当に関しての廃止を求めるという意見書に関する審査の中で、財源確保の問題がいまだ結論が出ておらず、安心して子育てができない、そういう制度ではないんだということになっているということでしたらば、議論の内容として、その点を解消すべきだという御意見もあったかと思いますが、そうすると、廃止を前提として考えなければならないという理論的整合性が求められるんですけども、委員会では廃止されると負担増になるということですが、先だってというか、きのうのこ

とですけれども、国交省の余剰金、兆に達する余剰金を財務省は、よこせということで、それを多分子ども手当に充当するんだらうという資金繰りといいますか、財源の確保にこれほどきゅうきゅうとなって他省までの——厚労省じゃなくて、国交省まで金を回せというふうな窮状になっているこの財政問題に対しての認識なども前提として議論がなされなければならないと思うんですけども、その点の深まりを実際に議論なさったんでしょうか。

○議長（**瀧野けさ子君**） 教育民生常任委員長、佐藤郁夫君。

○教育民生常任委員長（**佐藤 郁夫君**） お答え申し上げます。

今、溝口議員さん申されたように、非常にこの制度につきましては、国のほうでは、財源問題を含めて右往左往しているような状況でございます。

しかしながら、この願意と申しますか、子ども手当の廃止を求める意見でございますので、この報告書に書かせていただきましたように、やはり今の手当が1万3,000円出ている状況の中で、もう実施をされて、それぞれ保護者を含めた皆さんにやっぱり活用されているという点から見れば、廃止をすれば児童手当というものがもうなくなった状況の中で、やっぱり負担増になるということで、そのことを含めて議論もしたところでありますし、願意の廃止ということになれば、やっぱり不採択という結果になったわけでございます。

○議長（**瀧野けさ子君**） 11番、溝口泰章君。

○議員（**11番 溝口 泰章君**） 今の御説明では、ちょっと明らかにならなかったところが、1万3,000円を3歳までは7,000円上乘せするという制度の拡充ですね。財源難を前提として、そういう右往左往というふうに本当おっしゃいましたけども、国がそれほどの手当を出すのであれば、必ずやその前提として財源を用意するというのは、これはもう当然でありまして、やろうとしているから、こっちからの財源を持って来るとかいう、このぶれを、国民あるいはこういう地方議会から声を出して、しっかりと見直しも含めて制度の確立を——制度自体は、私は否定しているわけじゃないんですから、制度の確立を図るためには、しっかりした政府の財政的裏打ちを最初にすべきだという意見で、廃止、すなわち即児童手当の復活というのは、これはもう当たり前でございますから、両方廃止するようなそんなばかなことはしないと思います。そういう面での政府に物申すという積極的姿勢の御意見などがあつたかどうか、それもお伺いしたいと思います。

○議長（**瀧野けさ子君**） 教育民生常任委員長、佐藤郁夫君。

○教育民生常任委員長（**佐藤 郁夫君**） お答えいたします。

国の所管する事項と地方のする所管、非常にどうしようもない部分がございます。まあ意見として、今、議員言われるような意見も確かにございましたが、いかんともしがたいという状況で、国は国のやっぱり国会での成り行きを見守ると、そういうことしか現時点ではできない。この請

願、陳情を受けた、廃止を求める意見書を受けたときの時点ではそういうことになってませんので、こういう報告となりましたので、よろしくお願いします。

○議長（**淵野けさ子君**） 11番、溝口泰章君。

○議員（**11番 溝口 泰章君**） であれば、もうこういう不採択の結論を出すよりも、採択をして、そして、その後の児童手当復活をその中に盛り込むという形のほうがベストだと思います。そういう意見はゼロだったんですか、それとも、どなたからきちつとなさったんでしょうか。

○議長（**淵野けさ子君**） 教育民生常任委員長、佐藤郁夫君。

○教育民生常任委員長（**佐藤 郁夫君**） お答えします。

審査の中では種々の、委員からの意見もございましたが、そこまでの内容の意見はございませんでした。

○議長（**淵野けさ子君**） ほかに質疑はありませんか。6番、小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） 11番議員さんと同趣旨なんですけども、これを不採択にするかわりに、本来委員会がおっしゃっていらっしゃる一番最後の部分、政府に対しては一刻も早く安定的な子育て支援制度の確立を求めたいとの意見が多くの委員から出されたということですので、であれば、この陳情に関しては不採択にするけれども、逆に委員会から意見書を発議して出すというようなことの検討は、今後も含めてされているのかどうかということをお教えください。

○議長（**淵野けさ子君**） 教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（**佐藤 郁夫君**） お答えします。

当然こういう意見も我々出しております。やっぱり不安定な制度ではいけないということですので、今後ともそういう件に関しましては、委員会の間で協議してまいりたいと思います。

○議長（**淵野けさ子君**） ほかに質疑はありませんか。7番、高橋義孝君。

○議員（**7番 高橋 義孝君**） 委員長、1点だけ教えてください。来年度の由布市の負担額です。対象者、それと総額がどういうものなのか、多分委員会の中で諮ってらっしゃるんだろうと思うんで、予定だけでも結構です、教えてください。

○議長（**淵野けさ子君**） 教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（**佐藤 郁夫君**） お答えします。

その中で、具体的に説明は、ちょっと今、私の記憶で定かでないものですから、もしそういう資料が要れば、後ほどまたわかった時点で高橋議員にお配りしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（**淵野けさ子君**） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**淵野けさ子君**） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案反対者の討論をお願いします。（発言する者あり）賛成。11番、溝口泰章君。

○議員（11番 溝口 泰章君） じゃ、原案に賛成の立場ですけども、よろしいですか。

○議長（淵野けさ子君） はい。

○議員（11番 溝口 泰章君） この陳情の趣旨をかながみますと、当然これから先の地方負担、今、高橋議員が資料といいますか、その点の議論を確認いたしましたけれども、もう既に地方負担を内包している制度だと見ても、私は一切差し支えないと思います。これから、3歳児までの7,000円の上乗せだけではなく、それ以降の子どもに対する手当などにも、地方の負担を盛り込んだ要求が必ずや出てくると。であれば、早くその目を断ち切るためにも、政府に再考を促すという意味も含めてこの意見書を出して、意見書を出すことよって政府の目を覚ます、そのような動きを、地方負担を見越して議会は、執行部は行うべきだというふうに考えて、この意見書を提出することに強く賛成して、賛成討論、ぜひとも通してほしいというふうに思います。

以上です。

○議長（淵野けさ子君） 次に、原案反対者の討論はありませんか。16番、利光直人君。

○議員（16番 利光 直人君） 今回の不採択の立場でもって討論したいと思います。

私ども委員会は、請願者の福岡の方の女性の名前にありますように、溝口委員長が言われる児童手当は当然今回かわるものが子ども手当になりまして、結局、委員長が言われる、当然子ども手当がこれじゃなくなれば、政府は何かの子どもに対してつくるだろうということは、あなたの想定であって、我々は結局、児童手当にかわる子ども手当となったら、これが1本しかない。だから、これをなくしたんでは、と請願者の女性の方の理解をして、こういう採択ということで、要するに、我々の解釈は、もう子どもに対するものが全然なくなると、これじゃいかんということから、これはやっぱり不採択にして子どもを守らにゃいかんということから、こういう結果になつとるので、そういう意味での討論を申し上げます。

○議長（淵野けさ子君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（淵野けさ子君） これで討論を終わります。

これより陳情受理番号3を採決します。この陳情に対する委員長報告は不採択です。したがって原案について採決します。陳情受理番号3を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立4名〕

○議長（淵野けさ子君） 起立少数です。よって、陳情受理番号3については不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情受理番号5、安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡充と国土

交通省の出先機関の存続を求める陳情書を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより陳情受理番号5を採決します。この陳情に対する委員長報告は採択です。本案は委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立19名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、陳情受理番号5は採択とすることに決定いたしました。

日程第3. 議案第86号

日程第4. 議案第87号

日程第5. 議案第88号

日程第6. 議案第89号

日程第7. 議案第90号

日程第8. 議案第91号

日程第9. 議案第92号

日程第10. 議案第93号

○議長（**渕野けさ子君**） それでは、日程第3、議案第86号由布市過疎地域自立促進基金条例の制定についてから日程第10、議案第93号西石松地区集会所の指定管理者の指定についてまでの8件を一括議題とします。

付託しております各議案について、各常任委員長にそれぞれの議案審査に係る経過と結果について報告を求めます。

まず、総務常任委員長、高橋義孝君。

○総務常任委員長（**高橋 義孝君**） 総務常任委員会委員長の高橋義孝です。ただいまから委員会の審査報告をさせていただきます。

本委員会の付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告いたします。

審査の日時、場所、出席者、担当課は、報告書に記載のとおりであります。

審査結果、議案第86号由布市過疎地域自立促進基金条例の制定について、本案は、さきの第

3 回定例会において過疎地域自立促進特別措置法の改正により、新たに由布市過疎地域自立促進計画が策定されたことに伴い、その諸施策を円滑にまた安定的に実施するために基金条例を制定するもので、予定としては年間4,000万円程度を見込んでおり、基金の運用はソフト事業が対象となっていることから、庄内地域のコミュニティバス事業に運用したいとの説明がなされました。

慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議案第88号由布市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、内容を十分に精査することから継続審査を求める意見があり、継続審査することについて諮ったところ、全員異議なく、継続審査すべきものと決定をいたしました。

以上で当委員会の報告を終わらせていただきます。何とぞ御賛同賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（**瀧野けさ子君**） 次に、教育民生常任委員長、佐藤郁夫君。

○教育民生常任委員長（**佐藤 郁夫君**） 教育民生常任委員長の佐藤郁夫です。委員会審査報告を申し上げます。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告をいたします。

日時から書記までは列記のとおりでございますので、御一読願います。

それでは、議案第87号由布市立庄内中学校寄宿舎条例の廃止についての審査の経過及び理由並びに結果でございますが、庄内中学校寄宿舎は昭和45年に建設されましたが、少子化による生徒の減少や保護者の希望もあり、平成11年から閉寮しており、その後は阿蘇野地区生徒も通学しています。老朽化が進んでおり、今後とも利用計画はありません。

また、閉寮後10年を経過したことから、文部科学省の許可があれば償還金も発生しないとの説明がありました。今後は教育施設として使用しないようであれば、用途廃止を行い、普通財産としたいとの説明がありました。

慎重審査の結果、全員一致で原案を可決すべきと決定しました。

続きまして、議案第89号由布市湯布院福祉センター条例の一部改正についてでございます。

審査の経過及び理由並びに結果であります。本案は、由布市湯布院福祉センター建てかえに伴い、位置及び使用料を変更するものです。委員からは、使用料について質問がなされました。執行部からは、使用料については、隣接のクアージュ温泉館との均衡をとったとの説明でした。由布市民が健康増進、福祉向上を図る目的で使用する場合は無料と定めており、それ以外の目的で使用する場合は由布市民であっても有料であるとの説明がありました。

慎重審査の結果、全員一致で原案を可決すべきと決定しました。

続きまして、議案第90号由布市立小学校の設置に関する条例の一部改正についての審査の経過及び理由並びに結果であります。本案については、「由布市立小学校規模適正化推進計画」に基づき、朴木小学校を平成23年3月末をもって廃校とし、挾間小学校に統合するため、条例の一部を改正するものです。統合後は、朴木小学校が特認校であるため、区域外就学申請により一部の児童は由布川小学校に通学すると説明がありました。保護者や地元関係者との協議も終わり、記念式典等の準備も進められています。

今後の跡地利用については、地元の意見も取り入れながら、地域活性化のために有効活用を図りたいとの説明でありました。

慎重審査の結果、全員一致で原案を可決すべきと決定しました。

続きまして、議案第91号由布市市民運動条例の一部改正についての審査の経過及び理由並びに結果でございますが、本案については、上原サッカー・ラグビー場整備による名称変更と施設使用料の見直しを行うものです。各種団体の利用料金や、陸上クラブやグラウンドゴルフなど、現在、無料で利用している人たちが今後も使用できるかといった質問が多く出されましたが、減免申請により今後とも無料で使用できると説明がありました。

また、名称については、利用効率を高めるためにも、より市外にアピールできるよう、サッカー場としたとの説明がありました。

慎重審査の結果、全員一致で原案を可決すべきと決定いたしました。

続きまして、議案第92号由布市挾間高齢者等就業支援センターの指定管理者の指定についての審査の経過及び理由並びに結果でございますが、本件については、指定管理期間が平成23年3月末に終了するのに伴い、平成23年4月以降も引き続き由布市シルバー人材センターを指定管理者として指定するものです。

施設の安定的経営、福祉施設としての機能の向上、社会福祉法人としてのさまざまな福祉事業の実績を踏まえてのものであり、選定委員会におきましても適任であるとされています。委員からは、事業の健全経営の一層の努力を求める意見と、市内全域へ浸透拡大を望む意見が出されました。また、シルバー人材センターの役員体制について、現在、庄内町の役員がいないことから、3町のバランスを図るよう要望しました。

慎重審査の結果、全員一致で原案を可決すべきと決定しました。

続きまして、議案第93号西石松地区集会所の指定管理者の指定についての審査の経過及び理由並びに結果であります。本案は、西石松集会所について、地元西石松自治区を指定管理者として指定するものです。選定委員会では、条例で「集会所等の指定管理者は、管理に最も適した当該自治区民で構成すると団体」と規定されていることから、採点による審査は行わず、西石松自治区が適任であることを承認しています。

委員からは、適切・迅速な事務処理を求める意見が出されました。

慎重審査の結果、全員一致で原案を可決すべきと決定しました。

以上でございます。どうぞ賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（**渕野けさ子君**） 以上で、各常任委員長の報告が終わりました。

これより審議に入りますが、議案についても委員長報告に対する質疑については、審査の経過と結果に対する疑義にとどめることを、再度お願いしておきます。

まず、日程第3、議案第86号由布市過疎地域自立促進基金条例の制定についてを議題として、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより議案第86号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第87号由布市立庄内中学校寄宿舎条例の廃止についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。13番、太田正美君。

○議員（**13番 太田 正美君**） 13番、太田です。議案について、質疑のときにちょっと説明を求めましたが、今後の利用計画についてのお話を委員会でどのようにされたのかというのと、委員長報告に、許可があれば償還金もというくだりの部分については、委員長はどのような認識をされているのかを、2点についてお伺いいたします。

○議長（**渕野けさ子君**） 教育民生常任委員長、佐藤郁夫君。

○教育民生常任委員長（**佐藤 郁夫君**） お答えします。

利用計画につきましてはまだこの段階ではそういう具体的な話はございませんでした。したがって、廃止をした後というとらえ方をしております。

それから、2点目の許可というのは、やっぱり公立学校施設に係る転用手続等財政処分手続につきましては、原則、国庫補助等を受けておれば、それぞれの所管する文科省等の承認が必要ということですので、そういうことで許可ということを書かせていただきました。

○議長（**渕野けさ子君**） ほかに質疑はありませんか。12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 次の行の、今後は教育施設として使用しないようであれば用途

廃止を行い普通財産としたいという意味がよくわからんのですけれども、この設置条例そのものが廃止されたら、普通財産として取り扱うのかと思ったんですけれども、そこはどういうふう理解したらいいんですか。

○議長（**渕野けさ子君**） 教育民生常任委員長、佐藤郁夫君。

○教育民生常任委員長（**佐藤 郁夫君**） お答えします。

この時点が、廃止をするという中の審査をしましたので、今後の、教育委員会としてはそういう部分で教育施設として使用しないのであれば、用途廃止をして普通財産とすると、そういう説明があったもんですからこういう書き方をさせていただきました。

○議長（**渕野けさ子君**） 12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 何の用途を廃止する。用途廃止という意味がよくわからんです。何の用途を廃止しようとしているんですか。

○議長（**渕野けさ子君**） 佐藤郁夫委員長。

○教育民生常任委員長（**佐藤 郁夫君**） 教育関連施設ということだと思っておりますので、そういう意味の用途廃止と思います。

○議長（**渕野けさ子君**） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより議案第87号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第88号由布市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてに対する委員長報告は継続審査です。本案は委員長報告のとおり継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 異議なしと認めます。よって、議案第88号は継続審査とすることに決定しました。

次に、日程第6、議案第89号由布市湯布院福祉センター条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（**瀧野けさ子君**） 6番、小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） 6番です。委員長報告の内容を見ますと、使用料について質問を出されたということで、それに対する執行部からの答弁があります。

実は、私もこれが提案された日の質疑を聞いていたときに疑問に思っていたんですが、私は事前通告がなかったのでかわりに委員会で審議していただきたいというお願いをしたら、中で審議していただいたようです。ただ、答弁からは、やはり問題はあると思うんですが、そこら辺をどういうふうに審議されたのか、具体的に、隣接のクアージュ温泉館との均衡をとった料金設定をしたという説明が執行部からあった。しかし、こちらの福祉センターのほうのホールは市民が健康増進、福祉向上を図る目的で使用する場合は無料と定めてある。だけれども、クアージュのほうは、市民が健康増進、福祉向上を図る目的で使用しても有料であるというふうに条例で規定されています。であれば、同じ市民が健康増進と福祉向上を図る目的で有償としたときに、同じような施設が並んでいて、片方が無料で片方が有料になっているというのは非常に混乱をするのではないかというところの精査をしていただきたいというふうにお願いしたんですが、ここからの回答では、それをどういうふうに整合性をとったのかいまいちわからないので、もう一度お願いします。

○議長（**瀧野けさ子君**） 教育民生常任委員長、佐藤郁夫君。

○教育民生常任委員長（**佐藤 郁夫君**） お答えします。

小林議員さんから12月14日、私にもこれを確認してくれということで、質疑ができなかったという中で審議をしまして、それぞれの湯布院福祉センター条例と湯布院健康温泉館条例のそれぞれ設置目的がございます。一応読んでおきます。

健康温泉館条例の設置目的は、恵まれた自然と豊富な温泉を利用した健康づくりの場を与え、健康と福祉の増進を図るため健康温泉館を設置するというところでございます。

それから湯布院福祉センター条例につきましては、設置目的は、市民への福祉サービス、憩い、レクリエーション等のための場を与え、もって市民の心身上における健康の増進、福祉の向上を図るため、由布市に湯布院福祉センターを設置するという文言がございます。これを読んでいるとおりでございまして、これまでもそれぞれの目的等ございまして、減免措置が当然クアージュもございました。それで、そういう市民の関係する部分につきましては減免措置も行っているようでありまして、これからもそういうことはあると。そして、福祉センターの分につきましても、この設置目的に沿ってそういう団体等、特に老人の団体とか、今までどおりの目的内容が一緒であれば無料等になるという説明を受けましたので、こういう報告となりました。

○議長（**瀧野けさ子君**） 6番、小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） 委員会で審議して下さったことには感謝申し上げるんですけれ

ども、結果、執行部からの十分な答弁が引き出せてないと思うんです。今、委員長がみずから御説明くださったように、結局2つの施設の設置目的、同じなんです。健康と福祉の増進を図るためと、同じ文言の同じ目的の施設、それについての利用料金が、特に市民に関しては片っ方は市民は無料であると明確に定義をしていながら、もう片っ方は、市民に対しては無料にするというふうには書いてないと。

今後、同じ目的で市民が利用を申し込んできたときに、どういうふうに片っ方は無料にして片っ方は有料にしていることに対する説明をするのかという具体的な担当部局の対応をどういうふうにしていくのかということは確認をされたんでしょうか。

○議長（**渕野けさ子君**） 教育民生常任委員長、佐藤郁夫君。

○教育民生常任委員長（**佐藤 郁夫君**） お答えします。

その分につきましても、十分担当課並びに福祉所長ときっちり話す中で、それぞれ条例等の目的に沿った取り扱いをするという報告を受けております。

○議長（**渕野けさ子君**） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案反対者の（発言する者あり）、6番、小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） 今、質問させていただいたとおりなんですけれども、私、この条例改正だと不十分だと思うんです。で、多分委員会の中でも大分苦慮されていろいろ審議してくださったので、ここはこのままの改正にせずに、これはどういうふうに改正したらいいかというと、この福祉センター条例の中で、市民が無料であるという条項を削ればいいんです。両方の施設の条例に減免措置がきちんと認定されています。今、現状でクアージュを利用するときも市民が福祉目的の場合は市長の減免措置で無料にしてくださっているんです。それを福祉目的じゃない市民が利用するときは有料できちんと料金をとっています。そういう減免措置の基準で運用しているのであれば、福祉センターのほうも、市民は何もかも全部無料というふうにせずに、福祉目的のときには市長の減免措置で、これ7条にちゃんと減免措置がありますので、そういう条例整備をしておかないと、後でほんとに現場が混乱すると思うんです。現場の担当者の方はわかると思うんですけれども、実際にクアージュと健康福祉センターが2つ同じような大きさの同じホールがあったときに、市民が利用しようと申し込むときに、福祉センターは無料でクアージュが有料だぞという話が一遍に市民の中で広まると思うんです。そうすると、早いものがちで福祉センターを使ったほうが得だみたいなことになりかねません。そのとき、担当者が、いや、こちらが、どっちが福祉目的でどっちが福祉目的じゃないかなんていう判断は事実上できないのが実

態だと思うんです。そういう意味では、現場の混乱を避けるためにも、もうちょっとこの条例を整備する必要があると思います。

しかも、これ今、今の議会で可決しなくても、1回これは否決しておいて、3月議会でもう一度条例整備し直せば、十分4月1日からの施行予定ですので、間に合うと思いますので、今回はこれは可決せず置いておくほうがいいんじゃないかなと思ひまして、これに反対いたします。

○議長（**渕野けさ子君**） 次に、原案賛成者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第89号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立17名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩いたします。再開は11時15分といたします。

午前11時05分休憩

.....

午前11時16分再開

○議長（**渕野けさ子君**） 再開いたします。

次に、日程第7、議案第90号由布市立小学校の設置に関する条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。7番、高橋義孝君。

○議員（**7番 高橋 義孝君**） ただいま議題になっている件について、教育民生委員長に2点ほど聞かせていただきたいと思ひます。

1つは、由布市立小学校規模適正化推進計画について、委員会の中でどのように御議論があったのか、その進め方も含めて。

それと、毎回気になるんですけど、もう準備がすべて整って、最後にこういった議案が出てくるというふうな由布市は運び方をされているようですけれども、そういった議案の提出時期であるとか方向性を示す、明示する意思をこういった形で出す時期について、何か委員会のほうで御議論があったかどうか。その2点についてお伺いします。

○議長（**渕野けさ子君**） 教育民生常任委員長、佐藤郁夫君。

○教育民生常任委員長（**佐藤 郁夫君**） お答えします。

適正化計画は、中身まで入りませんでした。こういう計画に基づいてということで、そういう資料はいただいております。したがって、これにのっとり、地区民の協議もあったという形の中で、今回こういう提出をしたと。

言われるとおり、時期の問題は、審議の中ではございませんでした。が、私もやっぱりいろんなことを思ったときに、やっぱりしかるべき説明はあって、委員会等には早目の投げかけはしてほしい、そういうふうには思っています。

○議長（**渕野けさ子君**） 高橋義孝君。

○議員（**7番 高橋 義孝君**） ありがとうございます。推進化計画については、これは1期計画で朴木がこういう形になっていますけれども、2期計画ということがさきに発表されております。その2期計画等、計画を発表するときには、やはり1期計画で廃校になりました、例えば石城西部でありますとか、星南でありますとか、そういったところの後資料がほんとにどうなっているのか。統合された子どもたちがどのような形で統合先で授業を受けているのか、そういう検証、いわゆるフォローアップをまずきちっとされて、それからやはり次の計画に、計画を進めるに当たっては、やはりその地域だけの問題じゃありません。由布市の子どもたちの問題でありますので、広く市民からパブリックコメント等をいただく、丁寧な進め方をしていくことが私は求められると思うんですが。

それと議案の関係です。予算を認めればもう廃校を認めたんだというふうな、そういう進め方をされるとどうも私自身納得がいかないところがありますので、その点に関して委員長、再度御意見を聞かせていただきたい。

○議長（**渕野けさ子君**） 教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（**佐藤 郁夫君**） 少し経過と中身に相当入っていますし、そういう思いもあります、あえて私が答えます。検証等、私も思っていますので、その2期計画のときには、それぞれの廃校になった部分をしっかりと検証して、2期計画に生かしていただきたいということを私も委員長としてお願いしておきたいと思えます。

また、予算と議案の関係につきましては、これは私も独自に調査をいたしました。予算先議という、同一期間内であれば予算先議という見方もする書物もございますし、いろんな解説もありますが、ほかの県内他市を見たときには、予算先議という形で予算案を先に出されて、あと条例案が出されたということも調査の中でわかりましたので、これは申し上げておきたいと思えます。

○議長（**渕野けさ子君**） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。12番、西郡均君。まず、原案に反対。

○議員（**12番 西郡 均君**） 原案に反対の立場で討論いたします。

まず、問題になった適正化推進計画そのものであります。少人数学校では教育ができないなんていいですね。教育者としての資質を放棄したようなもので、最初からこんな計画を諮問した清

永教育長、諮問した後、すぐまたやめてから次の教育長が答申を受けたわけなんですけれども、土台根底が、そういう発想は、まあ文部省の方針であり、各県も同様に県立の高等学校の適正化計画もあるし、市町村も小中学校の適正化計画を出すという。文部省が強行に進めている路線なんですけれども、そういうことをやること自体が私にとっては非常に心外です。

ましてや、私は小学校1年のときから複式でした。だから問題だという指摘をする人もおるかもしれないけれども、それ何の不自由もなかったし、今日まで来ていましたし、そういう点で言えば、何でそんな少人数学級を差別するのかと。冒頭に来て、るる述べた学校教育課長ですか、当時の。不適正な子ができることをるる述べて、その資料たるや、検討委員会の中でも議論されていない資料だったそうですね、後で聞いてみたら。そういうふうに推進計画そのものが、一部ではそういうふうに議論されているけれども、議会の中でも十分検討された中身でもない、一方的な押しつけということで、結局星南、石城西部、朴木が犠牲になったわけなんですけれども、これからまたさらに複式学級のところをやろうとしています。

私は、こういうことを直ちにやめて、そして1人でも子どもがいればやっぱり市は最善を尽くすと。かつて合併前のうちの町長が、佐藤成己という人がそういうふうに来て、朴木で言って帰りました。残念ながら彼市長選に落ちたんで、その後市長に当選した人が適正化計画を強行に教育委員会に迫ったんだろうと思いますけれども、引き続きこの後はもうしないように、2期計画というのは即座にもう中止して、朴木もこれは再開しようというような決断をしていただくようお願いして、反対討論といたします。

○議長（**渕野けさ子君**） 次に、賛成者の討論ありますか。ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第90号を採決します。本案の由布市立小学校は由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例に規定する、特に重要な公の施設であり、その廃止については、地方自治法第244条の2第2項の規定により、出席議員数の3分の2以上のものの同意を必要とします。

ただいまの出席議員数は21人、その3分の2は14人です。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員21名中起立18名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立者18人であり、所定数以上であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第91号由布市民運動場条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより議案第91号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第92号由布市挾間高齢者等就業支援センターの指定管理者の指定についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより議案第92号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第93号西石松地区集会所の指定管理者の指定についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより議案第93号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 1 1 . 議案第 1 0 2 号

日程第 1 2 . 議案第 1 0 3 号

○議長（**渕野けさ子君**） 次に、日程第 1 1、議案第 1 0 2 号平成 2 2 年度由布院小学校新築（建築主体）工事請負変更契約の締結について及び日程第 1 2、議案第 1 0 3 号平成 2 2 年度由布市一般会計補正予算（第 7 号）の 2 件を一括上程します。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（**首藤 奉文君**） それでは、提案理由の御説明を申し上げます。

さきの本会議で議案の取り下げ措置をさせていただきました 2 議案につきまして、教育委員会の意見聴取等所要の手続をいたしましたので、改めまして追加議案として上程し、一括して提案理由を御説明申し上げます。

議案第 1 0 2 号平成 2 2 年度由布院小学校新築（建築主体）であります。工事変更請負契約の締結については、本工事と密接不可分な関係のある取り付け木製家具工事などの必要が生じたので、請負変更契約を締結するものであります。

議案第 1 0 3 号平成 2 2 年度由布市一般会計補正予算（第 7 号）は、歳入歳出それぞれ 2 億 2,903 万 1,000 円を追加し、予算総額を 186 億 5,878 万 3,000 円にお願いするものであります。

この補正予算は、11 月 26 日に国の補正予算が成立しましたことから、地域活性化交付金事業のきめ細かな交付金、住民生活に光をそそぐ交付金、ワクチン接種事業及び由布市独自の経済対策事業を 4 つの柱として編成したものであります。

国の補正予算の趣旨が経済対策と地域の雇用を支えるということから、通常の補助事業ではできない施設の修繕、解体などを優先して予算計上し、できるだけ市内の業者が対応できるよう、事業規模などについても配慮いたしました。

また、普通交付税の算定がえがあり、8,200 万円余りが追加されましたことから、将来に備えた基金等に積み立てることも可能でありましたが、現在の市内の経済情勢等を考えたときには、由布市独自の経済対策事業としてきめ細かな交付金と合わせて予算措置することが必要かつ効果的であると判断をいたしまして、早期に発注できる小規模な修繕工事などを予算計上しております。

なお、予算執行が年明けの 1 月以降となることから、年度内完了を目指すものの、終わらない見込みがありますので、繰越明許費の設定につきましてもよろしくお願い申し上げます。

詳細につきましては担当部課長から説明をさせますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（**渕野けさ子君**） 市長の提案理由の説明が終わりました。

次に、ただいま上程されました各議案について詳細説明を求めます。

まず、議案第102号平成22年度由布院小学校新築（建築主体）工事請負変更契約の締結について詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（野上 安一君） 議案102号の詳細説明を申し上げます。

議案第102号平成22年度由布院小学校新築工事請負変更契約の締結について、平成22年度由布院小学校新築工事請負変更契約を締結することについて、由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。平成22年12月22日提出。由布市長。

1、契約の目的、平成22年度由布院小学校新築工事。2、契約の方法、要件設定型一般競争入札。3、契約金額、変更前6億4,125万2,325円、変更後、6億8,277万7,200円。いずれも消費税込みでございます。4、契約の相手方、大分県大分市中島中央3丁目1番11号、平倉建設株式会社代表取締役平倉二三雄。別紙裏面をごらんください。

工事変更仮契約書を添付させていただいております。仮契約については、22年12月14日で締結をさせていただいております。議会議決後、この仮契約を本契約として取り扱いをさせていただきたいと思っております。本件につきましては、現場のつくりつけ家具等の設置等に関して約127カ所の設置工事を予定しているところでございます。御審議方、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（淵野けさ子君） 次に、議案第103号平成22年度由布市一般会計補正予算（第7号）について詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（秋吉 孝治君） 財政課長です。本日本配りいたしました議案第103号、一部訂正がございます。大変申しわけございません。11ページをお開きください。

11ページの一番下になりますけれども、20款教育費2項小学校費1目学校管理費の財源内訳の中で、国庫支出金が2,250万円になっておりますけれども、この金額が1,513万3,000円、15133でございます。

続きまして、12ページの中ほどにございます同じく教育費の中学校費の学校管理費の国庫支出金が1,513万3,000円になっておりますけれども、2,250万円に訂正をお願いいたします。まことに申しわけございません。（発言する者あり）

一般財源につきましては、この差額になりますけれども、これにつきましてはまた後ほど修正をお願いしたいと思います。数字につきましては後ほど計算させていただきますので、申しわけございません。

それではまず、議案第103号でございますけれども、一昨日にお配りしました101号につ

きまして、もうメモをされている議員さん方がいらっしゃるかと思いますが、今回の変更分につきましては、まず議案番号が101号から103号に変更でございます。それと、提出日が12月20日から22日に訂正でございます。

それと、5ページの第2表の繰越明許費の中で、款項の項でございますけれども、教育費の中に公民館費となっておりますけれども、この公民館費が社会教育費のほうに変更いたしております。

103号につきましては変更済みでございます。

それでは、議案第103号をお開きいただきたいと思います。議案第103号平成22年度由布市一般会計補正予算（第7号）、平成22年度由布市一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,903万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ186億5,878万3,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。平成22年12月22日提出。由布市長。

それでは、4ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費でございますけれども、この内容につきましては、一昨日の詳細説明の中で説明いたしましたので、内容については特に触れませんが、今回の繰越明許費に至った経緯でございますけれども、実は国の交付金事業が今回議決をいただきますと12月28日に県に提出期限となっておりますので、県のほうに提出をいたします。その後、県が1月上旬に県内の状況をまとめて国のほうに提出しまして、それから内示、また改めて交付申請、交付決定等いたしますと、早くても1月下旬しか工事発注ができないということから、事業の執行が1月下旬になりますので、工期等がとれないことも予想されますので、年度をまたがる契約も必要になることから、今回事業の繰り越しをお願いするものでございます。

それと、もう一つの理由といたしましては、国との繰り越し手続が必要になりまして、国のほうについても翌債という手続をとっていきますので、去年の例で見ますと、2月下旬から3月上旬には国とのやりとりがございますので、今回繰り越す可能性がある分については繰り越しの議決をいただきたいということでございます。

繰り越しの議決をいただきましても、すべてを必ず繰り越すということじゃございませんで、繰り越し見込みがあるものについては事前に議会の議決をいただきなさいということになっておりますので、今回はワクチン以外については議決をお願いするものでございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。事項別明細でございますけれども、内容につきましては一昨日と重複いたしますので、主に節の説明欄について、改めて説明させていただきます。

まず、2款の総務費の5目の財産管理費につきまして、修繕料といたしまして450万円ございます。これにつきましては各庁舎に枠配として150万円を枠配するというので、合計450万円計上いたしております。

続きまして、委託料でございますけれども、これにつきましては、国民宿舎の宿泊棟の解体に伴います設計料でございます。150万円。それと15節の工事請負費につきましては、国民宿舎の解体工事分ということで、1,850万円計上いたしております。

続きまして、3款の民生費の1目の児童福祉総務費でございますけど、これにつきましては光交付金のうちのDV対策でございます。そして、その中で7節の賃金につきましては、DV対策の相談員の賃金でございます。29万3,000円でございます。需用費につきましては、消耗品費につきましては啓発用の本等の購入ということで50万円計上いたしております。印刷製本費につきましては、同じく啓発用のポスターの印刷でございます。

18の備品購入費の63万8,000円につきましては、相談室のエアコンの買いかえでございます。

続きまして、同じく4款の衛生費でございますけれども、4目の予防費につきましてはこれにつきましてはすべてワクチン接種、三種類のワクチン接種事業でございますけれども、その経費でございます。11の需要費の印刷製本費につきましては、事務費的な経費でございます。12節の役務費につきましては、通信運搬費になりますけれども、はがき等の購入費17万3,000円でございます。13の委託料につきましては、子宮頸がん等のワクチン接種業務の委託ということで2,748万円計上いたしております。

詳しいことにつきましては、ワクチン別の経費につきましては、先般お配りいたしました概要説明書に記載しておりますので、よろしくをお願いいたします。

次、10ページの8款の土木費の道路橋梁費の1目の道路維持費につきましては1,500万円、これにつきましては3振興局単位でそれぞれ500万円の枠配として道路維持費につきまして配分をするということで、合計で1,500万円でございます。

続きまして、同じく6項の住宅費の1目の住宅管理費でございますけれども、まず需用費の500万円、修繕費につきまして公営住宅の小規模なものを改修費として500万円計上いたしております。13節の委託料につきましては、15節の工事請負費に伴います設計料でございます。250万円。工事請負費につきましては、3,500万円でございますけれども、これは公営住宅の比較的大規模なものをまとめております。

続きまして、次のページをお願いいたします。

9款消防費でございますけれども、まず消防費の1目の常備消防費、これは消防本部関係の事業費でございます、11の需用費の修繕費といたしまして、3消防署の庁舎がございますけれども、それぞれのトイレの改修ということで207万8,000円計上いたしております。

13節の委託料につきましては、その設計料でございます。15万円でございます。2目の非常備消防費、これにつきましては消防団の経費でございます。修繕料につきましては、防火水槽の修繕ということで282万5,000円。

18節の備品購入費の600万円につきましては、これは合併後からの長い懸案事項でありましたけれども、消防団用のはっぴの購入費600万円でございます。

続きまして、10款教育費でございます。教育費につきましては、1項の教育総務費3目の教育指導費につきましては、備品購入費で1,039万円あがっておりますけれども、庁用器具費につきましては本棚、書架等でございます。図書購入費につきましては、もう図書購入費ということで878万円計上いたしております。このうちの県支出金の特財の中で75万円ございますけれども、これにつきましては西庄内小学校がモデル校と指定されておりますので、国の補助金が県経由できますので、その歳入として75万円計上いたしております。

続きまして、2項の小学校費でございますけれども、学校管理費、先ほど財源内訳の中で国庫支出金を1,513万3,000円に修正をお願いしました。一般財源につきましては、1,060万7,000円、10607でございます。内容といたしましては、各小学校の修繕でございますけれどもそれが1,000万円、委託料につきましては下の15節の工事請負費、この中の主なものといたしましては川西小学校の体育館の屋根の塗装のやりかえ、それと石城小学校のプールの改修等のそれに伴います設計料でございます。それが274万円でございます。工事請負費につきましては、先ほど申しました工事等含んで1,300万円計上いたしております。

次の、3項の中学校費でございますけれども、ここにつきましても先ほどの財源内訳の中で、国庫支出金につきましては2,250万円に修正をお願いいたしまして、一般財源につきましては1,250万円、12500でございます。修正をよろしく願います。

中学校費の需用費につきましては、3中学校のそれぞれの修繕費といたしまして、合計で300万円計上いたしております。委託料の設計につきましては、同じように工事請負費のこの中には庄和寮の解体費が主なものでございまして、庄和寮の解体につきましては2,500万円を予定いたしております。その設計料ということで250万円でございます。

費目につきましては、先ほど庄和寮の廃止の議決をいただきましたけれども、廃止条例を議決をいただいて、すぐに普通財産に変わるわけではございませんで、所管がえ等の手続が必要になります。今回につきましては、それらの手続の前に解体をいたしたいということで中学校費で計上いたしております。よろしく願います。

続きまして、4項の幼稚園費でございますけれども、修繕料につきましてはもう先ほど小中学校と同じように幼稚園の修繕料ということで200万円、委託料につきましては工事請負費の設計料ということで100万円ですけれども、工事請負費の1,200万円の主なものにつきましては、由布院幼稚園の屋根、挾間幼稚園の通路等の改修工事でございます。

それでは次のページ、13ページをお願いいたします。

6項の社会教育費でございますけれども、2目の公民館費につきましては修繕料が173万2,000円、これにつきましては庄内公民館のトイレの改修が主なものでございます。

次に、18節の備品購入費につきましては、これは未来館の横断幕作成機器が故障したということで、買いかえの分でございます。85万7,000円お願いしております。

次に、3目の図書館費、これは市内に3つあります図書館の経費でございます。11節の需用費の11万円につきましては、図書運搬用のバック等の購入費でございます。13の委託料につきましては、図書マーク作成業務ということで92万3,000円計上いたしております。

18節の備品購入費につきましては、庁用器具費といたしまして、本棚・書架等でございますけれども、その経費が345万1,000円、図書館の図書購入費が982万6,000円でございます。

最後に10款の7項の保健体育費でございますけれども、修繕料300万円、これは挾間のBGのプール関係の修繕料でございます。それが主なものでございまして、300万円計上いたしております。

私からは以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（**刈野けさ子君**） 各議案の詳細説明が終わりました。

これより、各議案の質疑を行います。発言につきましては、日程に従い議案ごとに許可をしますが、会議規則及び申し合わせ事項を遵守の上、質疑・答弁とも簡潔にお願いします。なお、自己の所属する常任委員会に関連する事項については所属委員会をお願いいたします。

まず、日程第11、議案第102号平成22年度由布院小学校新築（建築主体）工事請負変更契約の締結についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。13番、太田正美君。

○議員（**13番 太田 正美君**） 附帯工事ということで理解しているんですが、本体工事の耐用年数と附帯するこの工事の耐用年数は一緒になるのか、それとも別の耐用年数として考えるのかだけちょっと確認したいんですが、お願いします。

○議長（**刈野けさ子君**） 教育次長。

○教育次長（**島津 義信君**） 教育次長でございます。つくりつけの棚等でございますので、当然のことながら本体と一体化しているものというふうに理解をしております。

○議長（**刈野けさ子君**） ほかに質疑はありませんか。17番、久保博義君。

○議員（17番 久保 博義君） 17番、久保です。今、次長さんの説明によりますと本体と一体ということで今説明がありましたけども、そうしますとこのつくりつけの家具ですね、これは設計ミスなんですか。当初から設計に入ってなかったということですか。どちらが責任取るわけですか、これ。

○議長（淵野けさ子君） 教育次長。

○教育次長（島津 義信君） 教育次長でございます。今回の由布院小学校の建築にあたりましては、国庫の補助金を概算要求をまずいたします。そのときは、単価に面積等を掛けて積算をしますので、具体的なこうなるという数字についてはわかりません。その段階で概算で要求をしますが、実施設計を行った段階で、その概算要求枠より工事費のほうが率にしますと六%強高くなったということでございます。

したがいまして、国庫補助の対象内として本来はこの備品というふうに予算計上しておりますけど、工事請負費で補助対象内事業として計上する予定でありましたけど、概算枠の関係で実施設計を行うと、それを超えてしまいましたので予算枠としては備品で計上いたしました。

工事について入札を行った結果、入札減が生じたので、補助対象外事業を補助対象内事業の工事請負費として行いたいと、そういうことで変更契約が生じたので。概算要求が甘過ぎるじゃないかという御指摘はあるかもしれませんが、6億ほどの工事で五、六%の不足が出たということでございますので、その辺はなかなか実施設計を行ってみないと確たる数字になりませんので、何とぞ御理解をいただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（淵野けさ子君） ほかに質疑はありませんか。14番、佐藤正君。

○議員（14番 佐藤 正君） 担当の委員会ですので、契約管理課長にお伺いをいたします。

これ要件設定型の一般競争入札ということになっておりますけども、入札を行ったのかどうか、お伺いします。

○議長（淵野けさ子君） 契約管理課長。

○契約管理課長（渡辺 定君） 契約管理課長でございます。御質問にお答えします。

一般競争入札で6月の2日に入札を実施いたしております。

○議長（淵野けさ子君） 14番、佐藤正君。

○議員（14番 佐藤 正君） 今回の変更の分です。

○議長（淵野けさ子君） 契約管理課長。

○契約管理課長（渡辺 定君） 大変失礼いたしました。今回の変更の分につきましては、入札執行はいたしておりません。

○議長（淵野けさ子君） 14番、佐藤正君。

○議員（14番 佐藤 正君） この議案書は一般競争入札ということになっておるんですが、じゃあ随契でこれをやられたということですか。

○議長（淵野けさ子君） 契約管理課長。

○契約管理課長（渡辺 定君） 質問にお答えします。

私の答弁ちょっと誤解を招いて申しわけありません。あくまでも変更契約でございますので、当初の本契約につきましては6月の2日に入札を執行いたしました。その後の、その内容についての今回の工事請負変更仮契約のお願いでございます。

○議長（淵野けさ子君） もう今3回しましたので、ほかにありませんか。2番、廣末英徳君。

○議員（2番 廣末 英徳君） 私も所管委員でありますので、契約課長にお伺いいたしますと、今佐藤正議員がおっしゃいましたように、一番大事なことはゼネコン側につくりつけは入札しないということですか。そういう契約なんですか。抱き込みでやるということですか。一般競争入札、つくりつけというんですか、それは本体工事でもう抱き込みでやる、入札はしないということ、もう私たち理解でいいですか。

○議長（淵野けさ子君） 契約管理課長。

○契約管理課長（渡辺 定君） 先ほど回答申し上げたとおりでございます。当初の工事につきましては、要件設定型の一般競争入札を済ませて、先ほど議案の説明のとおり契約の相手方につきましては、平倉建設でございました。その工事をした中において今回変更が生じたということでございますので、その契約につきまして改めてではなくて、あくまでもその当初の工事に対する変更の工事ということでございます。

○議長（淵野けさ子君） 2番、廣末英徳君。

○議員（2番 廣末 英徳君） 私がお伺いしたいのは、一般備品は入札するということなのか、つくりつけというんですか、そういうのはもう抱き込みでゼネコン側に入っているのかというのははっきりしたことを聞きたいんです。3回しかできませんので、なぜならば一般備品の購入の際はゼネコン工事の中に入っているとか何か不自然に思われるんです。絶対に入札しないと、私は公明性を欠けるんじゃないかと思うんですけど、すべて備品等はゼネコン側の中に入っているのかって聞きたいです。

○議長（淵野けさ子君） 副市長。

○副市長（清水 嘉彦君） 私のほうからお答えいたします。

通常、当初で工事を出したときに、例えば地盤が悪ければ変更とかいうのが生じます。当初は先ほど申しましたように、要件設定型一般競争入札ということでやりました。先ほどからの御質問もありましたように、今回いろいろ工事をする中で、備えつけの家具というのが、例えばコンセントの位置とか壁を無駄にしないということであれば、本来は同時で施工したほうが良いとい

うことで、当初例えば7億円の設計契約に対して6億円で受注したということがあれば、それと全く同じ比率で今回業者と話をこの備えつけの家具ということが出来ますかという双方の協議の中で、今回の変更契約を締結しているということで、経費的にはかなりの経費の削減が図られると。

ただ、本来であれば一緒に備えつけ家具までも含めて発注すべきであつというふうに考えておりますが、先ほど概算要求の関係と、国からの内示の関係で若干差額あったということで、やはり額を上回って発注するのが難しかったということで、今回こういう措置をとらせていただいたということでございます。

○議長（**渕野けさ子君**） 教育次長。

○教育次長（**島津 義信君**） 補足をさせていただきます。

今回、変更契約をする分はいわゆる固定式の備品だけでございます。固定式でない、可動式の備品等については当然今備品の予算で変更前に、予算としてお願いしています6,000万円のうち、固定の備えつけの分だけが移行するというので、残る備品については当然それ相応の額が備品として、これは新たに入札を行って発注をするということでございますので、御理解をお願いいたします。

○議長（**渕野けさ子君**） 2番、廣末英徳君。

○議員（**2番 廣末 英徳君**） 市長もお話にあったように、できるだけ由布市からの業者の皆様にと、利用でいたいと、そうですね。そういうお話もいただいていますし、今の次長から、私が聞いたんじゃない、次長が勝つてにしゃべっているんですから、私に。所管ですけども、そういうお答えいただきました。絶対に一般備品の場合は市内を入れた方々の業者の皆さんの入札を行うと。その件で、課長、大丈夫ですか。今、次長からそういうお答えをいただきましたので、市長、副市長、中に入れてほしいと思いますので、それが私は一番大事なことで、この中で確認をとりたかっただけです。議長、以上でいいです。

○議長（**渕野けさ子君**） ほかに質疑はありませんか。

ここで皆様にお諮りいたします。あと、一般会計の補正予算が残っているんですが、お昼休みしなくて、もうこのまま続けてよいでしょうか。（発言する者あり）ありますが、切ったほうがいいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） じゃあ、続けさせていただきます。

次に日程第12、議案第103号平成22年度由布市一般会計補正予算（第7号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。13番、太田正美君。

○議員（**13番 太田 正美君**） 歳出のほうですが、9ページの国民宿舎の解体請負工事ですね、

現在包括支援センターが一部間借りをしているような形で利用しておりますが、この解体、最初に今回も前回の議会でも同僚議員が一般質問の中で利用計画について質問をいたしました。検討委員会を立ち上げて今後の土地利用を図るということでありましたが、急にその結論が出ないままこの解体工事が予算が急に上がったということでもあります。

その辺の、委員会で議論がされた後にこういう予算がついたのかということと、宿泊棟だけを解体するということなんですが、じゃあ残りの施設の活用等はどういうふうの中で話されているのか、話されていないのか。

あと、今残る部分のものもどういうふう利用計画があるのかお尋ねいたします。

検討委員会ではまだ二、三年、検討する時間があるみたいな話を伺っていましたが、急に何かこういう感じですので、その辺の短期の利用と長期にわたっての計画とのお話を聞きたいと思います。

次に、11ページの庁用器具費、非常備消防のはっぴの購入ということなんですが、現在の消防団員の数とこのはっぴの購入の数が幾らなのかというのを伺いたいのと、今回もう既に持っている消防団員もおるわけですが、新たに新調する意味合いがどういうふう議論された中で図られたのかということ、今はっぴは旧町時代からの湯布院は湯とか、庄内とかそういう名前が入っているんですが、その辺の名前を今回由布市の由に統一するのか、それとも旧町時代の地域性が、方面隊がありますので方面隊としての名前にすると、その辺の検討をされたのか。

それと、12ページの庄和寮の解体は委員長報告では普通財産にするということでしたが、先ほどの説明では解体後の普通財産にするという理解でいいのかどうか。

以上です。

○議長（**瀧野けさ子君**） 総合政策課長。

○総合政策課長（**相馬 尊重君**） 総合政策課長です。まず、太田議員の国民宿舎の解体の検討委員会との整合性についてお答えします。

今回の予算計上分は、宿泊棟のみの解体部分で残りの食堂、研修棟についてはそのまま残すという計画です。検討委員会については、先般の一般質問でお答えしましたように、今後の国民宿舎のあり方について検討を行っていただくということにしておりますが、この宿泊棟については耐震診断等の結果から今のままの活用はとても危険で難しいという結果が出ておりますので、この部分は検討いかににかかわらず再利用は困難だという判断から、この部分はもう取り壊した後で残った部分について今後の利用計画を検討していただくという計画でございます。

以上です。

○議長（**瀧野けさ子君**） 防災安全課長。

○防災安全課長（**利光 浩君**） 防災安全課長です。太田議員の質問にお答えいたしたいと思ひ

ます。

まず、1点目の現在のこの部分でのはっぴの整備の枚数とかそういう形のお伺いと思いますが、はっぴの枚数の質問だと思いますが、今考えているのはこの600万円で、はっぴの枚数としては634枚くらいの整備を考えております。あと残りについては、大体団員の部分ですと150枚くらい不足しておりますが、その分については後日また後年度の部分で要望していきたいというような形で思っています。

あと、湯布院等が消防団の方が持っているはっぴをどうするのかというような形の質問であります。一応今回ははっぴについては全団員という形はしたいとは思っているんですが、なかなかできない状況でありますので、はっぴについては順次整備していきたいと思っておりますし、湯布院で持っているはっぴについては地区の行事等では利用していただき、交付するはっぴを由布市全体の行事等で使用していただきたいというような形で思っています。そして、はっぴの名前については1市1団という形でありますので、由布という形で消防団と協議していきたいというような形を考えております。

以上です。

○議長（**刈野けさ子君**） 教育次長。

○教育次長（**島津 義信君**） 教育次長です。庄和寮の取り扱いにつきましては、解体費を教育予算で計上いたしておりますので、解体後に底地については普通財産という形になるように教育委員会から市長部局のほうに移管をする手続になると思います。

以上でございます。

○議長（**刈野けさ子君**） 13番、太田正美君。

○議員（**13番 太田 正美君**） まずはっぴの分ですが、いろいろ言いませんので常任委員会のほうで少しこの辺の精査をしていただきたいと思います。

国民宿舎の件については、今包括支援センターがどうするという答えがなかったんですが、現在の包括支援センターをどういうふうにもこの解体工事との兼ね合いでもっていくのかということと、その解体はしたがまた何年もまた同じような電気が消えた状態に置くというのはちょっと、一般質問された議員にもちょっと失礼にあたるんじゃないかと思うんで、特に建物と宿泊棟は壊すにしても、温泉棟がありますね。その辺の利用が今全然されておられません。多分温泉棟の泉源の保護とかそういうものと、浄化槽あたりの管理というのが当然継続してやらなければいけないと思うんですけどね。その辺の利用もまたぜひ検討していただきたいと思いますので、これも常任委員会のほうにしっかりお話をしていただきたいと思います。

質問を終わります。包括支援センターだけちょっとお願いします。

○議長（**刈野けさ子君**） 総合政策課長。

○総合政策課長（相馬 尊重君） 太田議員の御質問にお答えします。

包括支援センターが今現在使っているのは研修棟というふうに認識しておりまして、その部分は今回あたりませんので、解体工事には（「入り口はどうなるのか」と呼ぶ者あり）その辺は影響のないように工事の施工をしたいというふうに考えております。

○議長（瀧野けさ子君） ほかに質問はありませんか。6番、小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） 幾つかあります。まず、全般的な部分で歳入のところで普通地方交付税8,200万円の増額なんですけど、これがどうして第7号補正で上がっているのか。6号補正で上げられなかったのかという部分を1点お伺いします。

内示の額の通知はいつきたのか、日付がわかれば教えてください。

それから、全般的なことなんですけど、今回決め細やかな交付金事業と住民生活に光を注ぐ交付金事業、ワクチン接種事業、あと市の単独財源でやる事業というのを4本柱でやっているというふうに言われましたけど、特にさきの2つの国の交付金事業の、交付金のそもそもの趣旨とその趣旨に照らしてどうしてこの事業を選んだのかという、その事業査定の理由が全然見せません。具体的に市の実施計画にあるものをどういうふうに乗せてきたのかとか、この交付金がきたときの交付金目的の趣旨に合わせてどうやって事業選択、及び査定をしてきたのか、そのプロセスを教えてくださいというふうに思います。

それから、もう一つ市の単独事業4,600万円の単独事業をやっておりますけれども、市長の説明では基金に積み立てておいて、充てることもできたけれどもとりあえず細かい小さなものから充てたといいますけれども、先ほど同じときに説明もあったように、全部来年度に繰り越しを予定しているということであれば、なぜわざわざ独自財源のものをいちいち事業に振り分けて来年度に繰り越さなければいけないのか、そこら辺の趣旨説明をお願いします。

それから、個別の款項目についてといいますと、10ページ住宅費ですが、大規模な公営住宅の改修については3,500万円の工事費を受けて、あとは修繕費、小規模な修繕を500万円受けていると言いましたが、具体的にこれ大規模・小規模ってどの程度ものを何件くらい見込んでいるかということと、大規模・小規模の区別は何を基準にしているのかというのが1点。

それから、次の11ページと12ページ、小学校費と中学校費なんですけど、小学校費のほうの修繕費が1,000万円、これの内訳を教えてください。

それから、これは一般財源になっていると思うんですけども、初日に詳細説明の資料で配っていただいたものの中に、単独財源でやる修繕費の中に小学校の1,000万円が上がっていませんけれども、ここら辺はどういうふうになっているのか。

それから、同じく中学校の修繕費も300万円ありますけれども、これの内訳、どういうふうにとどの中学校に何の事業のためにどういうふうにつけているのか。それから、これも初日の資料

では1,000万円つけると書いてありながら、予算書では300万円になっておりますけど、ここら辺はどういうふうになっているのか教えてください。

○議長（**瀧野けさ子君**） 最初の6号補正に入るのではないかという質問なんですけど、それは所属委員会になると思うんですけど、いいですかね。（発言する者あり）その他の、交付金にかかることはすべて委員会で説明させていただきたいということですが。（発言する者あり）教育次長。

○教育次長（**島津 義信君**） 教育次長でございます。小学校の修繕、中学校の修繕等の内訳という御質疑がございましたが、今回の追加補正につきましてはすべて具体的に積み上がった形で予算計上という、時間的にそういうことができなかったということで、一定の枠配分というようなことで、教育委員会も財政課のほうと協議をいたしておりますので、所管の常任委員会の中でその辺の事情も含めてお聞きいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（**瀧野けさ子君**） 建設課長。

○建設課長（**麻生 宗俊君**） 建設課長です。小林議員の御質問にお答えいたします。

住宅の関係でございますけど、大規模・小規模とございますけど、工事請負費に上げている分が大規模ということで判断しておりまして、3,500万円の予算でございますが、これ屋上防水工事等を含んで全体で9件ございます。9件で3,500万円、あと小規模な修繕費でございますけど、40万円から50万円の修繕費として全体で11件を予定をしております。

以上でございます。

○議長（**瀧野けさ子君**） 小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） 所管で聞けと言われるかもしれないんですけど、多分共通してだとは思いますが、その枠配分はそれは担当課の中でまだ事業予定が決まっていないのに枠だけくれというふうに予算要求をしてきたんでしょうか。今回、枠配分が物すごく多くて、自分の所管委員会なので言えないんですけど、振興局なんかにも思いっきり丸ごと枠配分していますが、これは担当課がそれぞれ手元にある事業を積算した上で枠配分をしてくれというふうな予算要求をしてきたのか、それとも枠配分が先に決まって、これから担当課事業内容を決めていくということなのか。例えば、具体的に小学校や中学校はどういうふうに手続踏まれたのでしょうか。

○議長（**瀧野けさ子君**） 財政課長。

○財政課長（**秋吉 孝治君**） 財政課長です。小林議員にお答えいたします。

詳しいことにつきましては、委員会のほうで説明をさせていただきますけども、今回の追加補正につきましては、これまでも御説明しておりますけども、なかなか時間が限られておりました。その中でそれぞれ各課には私どもが4つの柱を中心に予算編成をするので、要求をしてくださいということをお願いいたしまして、今回約2億円余りでございますけども、要求額は約6億円ございました。そうした中で、修繕については実際修繕というのは具体的にどこをどうするという

のもなかなか見積もり等をとらないとわからない案件が多いものですから、特に庁舎関係等につきましては3庁舎それぞれ枠配という形でとりましたし、振興局の維持補修についても例えば道路の小規模な改修、例えば離合場所がないとか、ガイドレールがないとかいろいろもろもろございますので、その辺については枠配の中で予算限られておりますので、今回はこの枠配の中で設計等行って実施してもらって、1日でも早く市内業者に発注するよというお願いをしたところでございます。

以上でございます。

○議長（**渕野けさ子君**） ほかにありませんか。12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 今問題にしたところが小学校費、中学校費ね、ここなんですけども、いわゆる内訳も違うんですよ。だから、教育委員会が気がついたら財政課にそのことをきちっと伝えるというんならわかるんですけども、同僚議員が今言っていましたけども、修繕費が中学校で1,000万円計上しているんですね。ところが中学校は300万円になっているんですよ、修繕費が。小学校費ではそこまでいってなくて300万円ということやったのが1,000万円にここは計上されているので、それぞれ予算書を担当課も受け取っているはずだから、もしおかしかったらおかしいよって言うてあげんと、いやもうこれは財政課がやったんじゃけ、そのまましよって済ましておるんじゃないかという気がするんじゃけどね。そこ辺は気がついちゃったけどだまっちゃったんか、それとも気がつかんかったんか、それだけ言うてください。

○議長（**渕野けさ子君**） 教育次長。

○教育次長（**島津 義信君**） 教育次長です。大変申しわけありません。気がついておりませんでした。

○議長（**渕野けさ子君**） ほかに、いいですか。2番、廣末英徳君。

○議員（**2番 廣末 英徳君**） 11ページ、消防費、2目11節282万5,000円、このちよっと内訳をお願いいたします。

○議長（**渕野けさ子君**） 防災安全課長。

○防災安全課長（**利光 浩君**） 防災安全課長です。需用費の修繕費の内訳なんですけど、挾間地区が2件、庄内地区が1件、湯布院地区が2件の部分であります。挾間地区では、下市の防火水槽の改修という形で上げています。それと、もう一つ小野自治区の防火水槽の水漏れ防止工事という形も1つ、それと小野屋自治区の防火水槽の落石防止の工事という形で、それと湯布院の佐土原自治区の防火水槽の取水口の弁の改修という形の分とフェンスの改修、それと石光消防団の車庫の天井が壊れていますので、その天井の補修という形で上げさせていただいています。

○議長（**渕野けさ子君**） 2番、廣末英徳君。

○議員（**2番 廣末 英徳君**） 消防長にお尋ねいたします。防火用水槽、これ全部確認したから

こういう予算請求をされたんですかね。（「非常備」と呼ぶ者あり）非常備で。いやいや私はともかく、私が、だまっちゃきゃええんよ、俺が聞きよることを、やかましいやつじゃ。管理して私に陳情が来たところがありました。槽は立派になっておるんだと、水が来ないというんです。意味がなしていないというんです。ということは、当然一番安全安心のあなたたちが管理をしていないんじゃないかと私言ったんですけどもね、地域振興課に相談したらば、その水を、水槽に水をためてほしいと、その水がないんだということがあったんです。地域を言いますと畑です。今お伺いしたのが、防災安全課にお伺いしたらそれ入ってなかったもので、ちょっと消防長と湯布院の振興課長、もしくは課長とちょっと連絡をとってもらって、この中にもう予算計上されているから無理だと思うんですけども、この次でもいいですから、一応現場に入ってみていただけますか。この件に、議長、それは総務でしょうか、担当は。

○議長（**刈野けさ子君**） 総務。

○議員（**2番 廣末 英徳君**） 総務ですね。防災安全課長、地域が畑です。防火水槽は立派なものがあるんですけど、水がこないというんです。そこは、防災安全課長、消防長も同じでよろしくをお願いします。その件だけですので、お願いいたします。

○議長（**刈野けさ子君**） 総務部長。（「議案に対する質疑ではない」と呼ぶ者あり）

○議員（**2番 廣末 英徳君**） だからこの中に、私が言わんとするのはこの中に入っていないですね。ということは、直接私たち言えないけども地域の人は何もわかりません。だからそれが振興局とか消防長に行っているはずなんです、相談に。こういうことも取り上げたことをぜひ予算の中に入れてほしいなというのが、私のお願いであります。説明わかりましたので、よろしく願いします。

○議長（**刈野けさ子君**） 総務部長、いいですか。

○議員（**2番 廣末 英徳君**） いや、もうわかったから、言わんとするがあったからお願いしておきます。

○議長（**刈野けさ子君**） ほかにありませんか。15番、田中真理子さん。

○議員（**15番 田中真理子君**） 済みません。1つだけお伺いいたします。

12ページの幼稚園費の中の工事請負費ですが、挟間幼稚園は通園路だけが入っているんでしょうか。挟間幼稚園は雨が降ると非常に運動場の中がすごく水はけが悪いので車とか入った後のわだちもできますし、給食センターの車が入ったりするとできるんですけど、ちょっとその辺だけ教えてください。

○議長（**刈野けさ子君**） 教育総務課長。

○教育総務課長（**森山 泰邦君**） 教育総務課長です。田中議員にお答えいたします。

挟間幼稚園につきましては、園庭も含めて検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（**瀧野けさ子君**） いいですか、ほかに質疑はありませんか。7番、高橋義孝君。

○議員（**7番 高橋 義孝君**） 7番、高橋です。9ページですね、民生費のDVということなんですけど、今回の光交付金について活用方法がさまざま、光が当たらない弱者に対してということで、高齢者であるとか、障がい者であるとか、認知症の方であるとか、交付金のそもそもの趣旨からいうと消費者行政ということがまず第一に掲げられて、10月に26日にこれ閣議決定されているんですね。早い自治体はもうその辺から約2カ月前ですけども検討を始めてさまざまな活用に取り組んでいますが、それはちょっと置いておきまして、これをあえてDV対策に選んだということは何か実績等が、かなり困られている方がおられるとか、その効果をどのように考えてここに予算計上されているのか、そこについてちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（**瀧野けさ子君**） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（**宮崎 直美君**） 子育て支援課長です。高橋議員にお答えいたします。

今回につきましては、要保護の対策の件だけで計上させていただいております。児童のみの予算計上といたしております。

以上です。（「対象者はどのくらいですか」と呼ぶ者あり）対象人数というのはちょっとわかりませんが、家庭で一人で悩んでいる方がいらっしゃるかと思いますので、家庭相談員と協力しながら要保護児童対策協議会等との連携を保ちながら事業を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（**瀧野けさ子君**） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**瀧野けさ子君**） 以上で、各議案の質疑が終わりました。

それでは、議案第102号及び議案第103号の2件の案件については、会議規則第37条第1項の規定によりお手元に配付の議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。各委員会での慎重審査をお願いいたします。

追加日程第1. 会期延長の件について

○議長（**瀧野けさ子君**） お諮りします。会期延長の件についてを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**瀧野けさ子君**） 異議なしと認めます。よって、会期延長の件についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

お諮りします。本定例会の会期は本日までと議決されていますが、審議の都合によって12月27日までの5日間延長したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は12月27日までの5日間延長することに決定いたしました。

○議長（**渕野けさ子君**） これで本日の日程はすべて終了いたしました。

次回の本会議は27日午前10時より各委員長報告、討論、採決を行います。

本日はこれにて散会します。大変に御苦労さまでした。

午後0時28分散会
